

愛知県飼料安全性確保強化指導事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、使用基準が定められている飼料の適正な使用の指導等を実施することにより、安全な畜産物の生産を確保することを目的とする。

(事業内容)

第2 この事業は、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和28年法律第35号)第3条第1項の規定に基づき、畜産農家等での使用若しくは保存の基準が定められている飼料の適正な使用(以下「飼料安全使用」という。)を図り、安全な畜産物の生産を確保するため、次の事項を実施する。

- (1) 事業推進会議の開催
- (2) 講習会の開催
- (3) 巡回指導の実施
- (4) 牛海綿状脳症(以下BSEとする)発生防止に係る飼料規制遵守状況調査
- (5) その他事業の推進に必要な事項

(事業推進会議)

第3 畜産課は飼料の流通、安全性等に係る指導の円滑な推進を図るため、畜産関係指導機関、飼料製造・販売業者等を構成員とする推進会議を開催し、次の事項を協議するものとする。

- (1) 飼料の安全使用に関する講習会の開催に関する事項
- (2) 巡回指導の実施に関する事項
- (3) その他飼料の安全性に関する事項

(講習会)

第4 畜産経営者等を対象に、啓発指導資料等の利用により飼料安全使用及び関連事項等に係る講習会を、県域については畜産課が、地域については家畜保健衛生所がそれぞれ開催するものとする。

(巡回指導)

第5 家畜保健衛生所は、関係指導機関の協力のもとに畜産経営者を対象に飼料の安全使用の巡回指導を実施する。

(BSE発生防止に係る飼料規制遵守状況調査)

第6 BSE発生防止に係る飼料規制遵守状況調査については、飼料販売業者(保存段階)及び地域流通飼料の製造業者(製造段階)に対しては畜産課と農林水産事務所農政課が、飼料等の使用者(使用段階)に対しては家畜保健衛生所が次により実施するものとする。

なお、地域流通飼料とは比較的限定された地域内で流通するTMR、発酵飼料、食品残さ加工品等をいい、関税込率法に基づいて承認された配合飼料工場の製造飼料を除いたものをいう。

- (1) 本調査は「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」(平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知)により行なう。
- (2) 毎年4月末までに畜産課は別紙様式第1号により、巡回戸数の計画を農林水産事務所農政課と家畜保健衛生所へ通知する。
- (3) 農林水産事務所農政課と家畜保健衛生所は、巡回戸数の計画に沿って、巡回計画を立て、5月末までに別紙様式第2号により、畜産課へ報告する。

- (4) 調査は、飼料販売業者に対しては別紙様式第3号「BSE発生防止に係る飼料規制遵守状況調査票（保存段階）」により、地域流通飼料の製造業者に対しては別紙様式第4号「BSE発生防止に係る飼料規制遵守状況調査票（製造段階）」により、飼料等の使用者に対しては別紙様式第5号「BSE発生防止に係る飼料規制遵守状況調査票（使用段階）」により実施し、指導対象が特定の者に偏らないようにするものとする。

(報告)

第7 農林水産事務所農政課及び家畜保健衛生所は、第6の実施状況について、各調査票により、当該年度の翌年度の4月5日までに畜産課へ報告するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成5年5月7日から施行する。
- 2 愛知県飼料安全使用緊急対策事業実施要領（昭和56年10月26日制定）は廃止する。
- 3 この要領の一部改正は、平成11年9月17日から施行する。
- 4 この要領の一部改正は、平成12年8月21日から施行する。
- 5 この要領の一部改正は、平成14年8月19日から施行する。
- 6 この要領の一部改正は、平成15年7月23日から施行する。
- 7 この要領の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 8 この要領の一部改正は、平成22年9月9日から施行する。
- 9 この要領の一部改正は、平成23年9月13日から施行する。
- 10 この要領の一部改正は、平成26年7月7日から施行する。
- 11 この要領の一部改正は、平成27年4月10日から施行する。
- 12 この要領の一部改正は、平成27年11月9日から施行する。
なお、平成27年度事業については、従前のおりとする。
- 13 この要領の一部改正は、平成29年3月15日から施行する。
- 14 この要領の一部改正は、令和2年4月28日から施行する。